

研究ライセンス（研究成果有体物）の供与について

公的資金を原資として得られた研究開発の成果に基づく静岡県公立大学法人（以下「本学」という。）の知的財産権について、他の大学等が非営利目的の研究のためにその知的財産権の使用を求める場合は、知の創造拠点である大学等の役割や大学等における研究の自由度の確保の重要性を踏まえ、「大学等における政府資金を原資とする研究開発から生じた知的財産権についての研究ライセンスに関する指針」（総合科学技術会議、平成18年5月23日制定）に基づき、以下のように対応する。

研究ライセンスは、本学が所有する知的財産権を対象とし、本学以外の者が一部又は全部を所有する知的財産権は含まれないものとする。

また研究成果有体物の利用についても、「研究ライセンス」の供与に準じて取扱うこととする。

※研究ライセンスとは、非営利目的の研究のための、大学等が単独で所有する知的財産権の非排他的な実施許諾をいう。

（1）研究ライセンスの供与

本学は、他の大学等から、非営利目的の研究のための知的財産権の非排他的な実施許諾（以下、「研究ライセンス」という。）を求められた場合、当該研究を差し止めることなく、その求めに応じて研究ライセンスを供与する。

（2）研究ライセンスの対価

研究ライセンスに対する対価については、原則としてロイヤリティ・フリー（実費を除き無償）又は合理的なロイヤリティとする。

（3）研究ライセンスの遵守と管理

本学が研究ライセンスの供与を受けた場合は、研究ライセンスの対象が非営利目的の研究であることを認識し、知的財産権を尊重する観点から、研究ライセンスにより研究を行う者が、研究ライセンスの範囲や条件等を遵守するようその管理に努める。

（4）簡便で迅速な手続き

本学は、研究ライセンスが、簡便で迅速な手続きにより行われるよう努める。

（5）研究者との認識共有

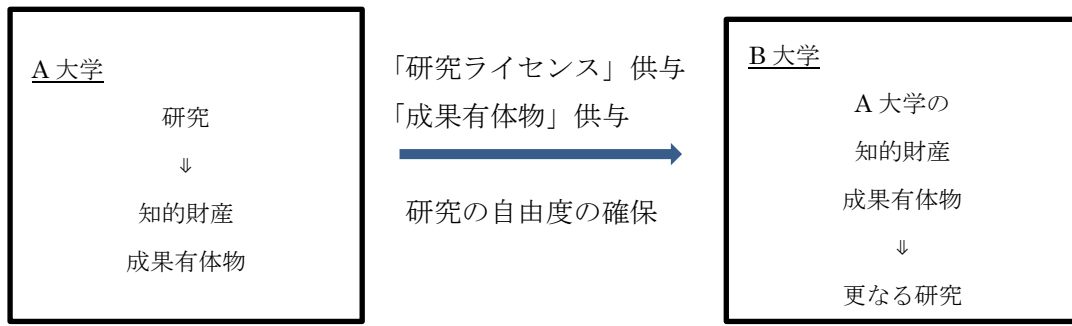
大学等の研究の場において研究ライセンスが円滑に活用されるためには、発明者である研究者の理解と協力が不可欠である。このため、本学は、研究者との認識共有を進めるよう努める。

(6) 研究成果有体物の提供

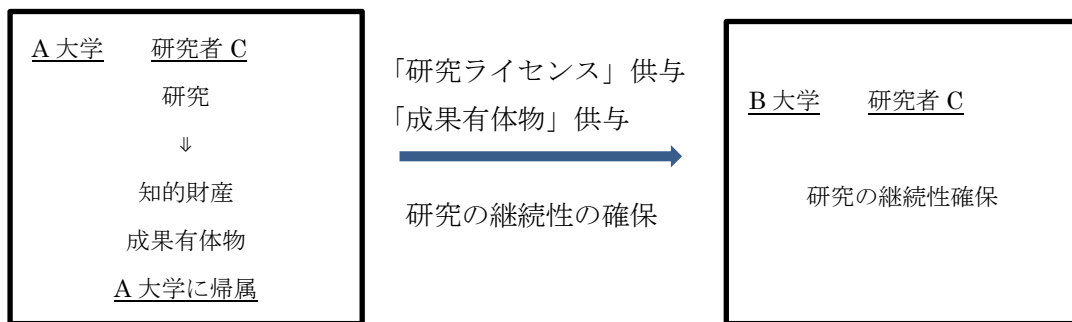
大学等の間における有体物の提供については、有体物の性質、提供の相手方及び利用目的に応じ、適切な提供を行うことが必要であり、「研究開発成果としての有体物の取扱いに関するガイドライン（文部科学省、平成14年7月31日通知）」の基本的な考え方を参考とし、研究の自由度の確保のため、研究ライセンスの供与に準じ、その円滑な使用に努める。

(7) 研究ライセンス・成果有体物の利用例

B大学がA大学の知的財産、成果有体物を研究に使う場合



研究者CがA大学からB大学に移って研究を継続する場合



※研究者Cは静岡県公立大学法人に別紙1又は別紙2による供与申請書を提出し、承認を得ることとする。